保護者の皆様へ

青梅市長 浜 中 啓 一 (公印省略)

緊急事態宣言の終了に伴う保育所の対応について(通知)

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、感染症予防対策に御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、令和3年4月23日に発令された国の「緊急事態宣言」が令和3年9月30日をもって終了となりました。

しかしながら、国の今後の取組みの中でも、感染再拡大の可能性に備え、 継続した感染拡大防止策を着実に実施していくことが求められていること から、改めまして下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 登園の際の注意事項について

保育所への登園に当たり、以下のことをお守りいただきますよう改め てお願いいたします。

《お守りいただきたいこと》

(1) お子様の体調が少しでも良くない(普段と違う)日および御家族に 体調不良者(高熱、倦怠感等)がいる場合は、保育所をお休みし医療 機関に相談(受診)してください。

なお、お子様が、常時平熱が高い場合や、おなかが緩い(下痢症) 等のコロナが疑われる症状を持病として抱えている場合は、あらかじ め保育園にお申し出ください。その際、診断書に類する書類の提出を 求める場合があります。

(2) お子様が風邪等で保育所をお休みした場合は、原則、体調が回復してから24時間以上経過した後に登園させてください。

なお、医師の指示(診断)がある場合はそちらを優先して構いませんが、その際は、診断書に類する書類の提出を求める場合があります。 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は医師等 の指示に従ってください。 【重要】新型コロナウイルスに感染(陽性)した場合、発熱や倦怠感、咳 などの症状が出始めた日の原則2日前まで遡って濃厚接触者の特 定を保健所が行うこととなっています。

なお、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、陰性であって も2週間程度の健康観察が求められます。

2 感染拡大防止対策について

皆様には、日頃から感染拡大防止対策を徹底いただいているところですが、御家庭や保育所等に新型コロナウイルスを持ち込まないために、また、大切な御家族を新型コロナウイルス感染症から守るために、以下について改めて御協力をお願いします。

(1) 基本的な感染防止策

ア 3 密 (密閉、密集、密接)の回避

イ 人と人との距離の確保

ウ マスクの着用および手洗い、うがい、消毒の励行

エ 換気の徹底

- (2) 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること ※
- (3) 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染 防止策を徹底すること ※
- (4) 午後9時以降、飲食店等に出入りしないこと ※
- (5) 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の 自粛 ※
- (6) その他必要な対応

※令和3年9月28日付け「東京都におけるリバウンド防止措置」(措置期間:令和3年10月1日から10月24日まで)より

3 新型コロナウイルス感染症に関する相談先東京都発熱相談センター (電話番号) 0 3-5 3 2 0 - 4 5 9 2※かかりつけ医がいる方はかかりつけ医に御相談ください。

4 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

5 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課保育・幼稚園係、施設給付係 22-1111 (内線) 2146、2147、2145